

# 広島大学広楓会会則

昭和 56 年 3 月 25 日 施行

令和 3 年 8 月 5 日 一部改正(第 13 次)

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は広島大学広楓会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦と学部等の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿及び会報を発行して会員に配布する。
- (2) 毎年 1 回以上会員総会（以下「総会」という。）を開催する。
- (3) その他適当な事業を行う。

(本部)

第 4 条 本会は本部を東広島市に置き、事務職員を配置する。

(支部)

第 5 条 本会の正会員は適当な地に支部を置くことができる。ただし、支部設置の場合には直ちに支部の所在地支部役員および正会員の氏名を理事会に通知して、その承認を求めなければならない。

## 第 2 章 会員

(会員の種類)

第 6 条 本会の会員は次の各号に該当する者をいう。

### (1) 正会員

- イ. 広島大学政経学部、法学部、および経済学部卒業生
- ロ. 広島大学政治経済学専攻科修了生
- ハ. 広島大学大学院法学研究科、経済学研究科、および社会科学研究科修了生
- ニ. 広島大学大学院人間社会科学研究科のうち人文社会科学専攻の法学・政治学プログラム、経済学プログラムおよびマネジメントプログラム修了生
- ホ. 広島大学大学院社会科学研究科博士課程後期の教育課程を終えて退学した者※（単位取得満期退学者）《※広島大学学位規則第 4 条第 3 項但し書き》
- ヘ. 広島大学の他学部卒業生または他研究科修了生のうち、本会入会を希望し 理事会において承認された者

### (2) 特別会員

- イ. 広島大学政経学部、法学部、経済学部、大学院社会科学研究科および大学院人間社会科学研究科のうち人文社会科学専攻の法学・政治学プログラム、経済学プログラム、マネジメントプログラムの教職にある者または教職にあった者

ロ. 広島大学政経学部、法学部、経済学部、大学院社会科学研究所および大学院人間社会科学研究所のうち人文社会科学専攻の法学・政治学プログラム、経済学プログラム、マネジメントプログラムの職員または職員であった者で総会において推せんされた者

(3) 名誉会員

総会において推せんされた者

(4) 特例会員

広島大学法学部、経済学部、大学院社会科学研究所および人間社会科学研究所の在學生で会費を納入した者

(会員の義務)

第7条 会員は本会に対して次に掲げる義務を負う。ただし、特別会員および名誉会員に対しては本条を適用しない。

(1) 特例会員は所定の会費を入学時に納入しなければならない。

なお、特例会員は卒業後自動的に正会員に身分を異動する。

(2) 正会員は必ず最寄りの支部に所属し、当該支部を通じて本会の動向を熟知すると共に、住所の移転、身上の異動がある場合は直ちに本部に通知するものとする。

第3章 役員

(役員の種類)

第8条 本会に次の役員を置く。

- |           |     |          |     |          |     |
|-----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| (1) 会長    | 1名  | (2) 副会長  | 3名  | (3) 終身理事 | 若干名 |
| (4) 常任理事  | 1名  | (5) 理事   | 若干名 | (6) 顧問   | 若干名 |
| (7) 会計幹事  | 1名  | (8) 事務局長 | 1名  | (9) 学年幹事 | 若干名 |
| (10) 支部役員 | 若干名 | (11) 監事  | 2名  |          |     |

(役員を選出)

第9条 会長、副会長及び常任理事は理事会において理事が互選する。

2 会長、副会長経験者はその終任と同時に特段の選任行為を要することなく終身理事に就任する。

3 理事は総会において正会員より若干名を選出する。

4 顧問は特別会員より総会において推せんする。

5 会計幹事及び事務局長は正会員より会長が指名する。

6 学年幹事は概ね各期ごとに若干名を選出する。

7 支部役員は各支部において選出する。

8 監事は総会において正会員もしくは特別会員より選出する。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 常任理事は会長を補佐し、会務を処理する。

4 理事は理事会を組織し、本会の重要事項を決定する。

- 5 顧問は会長の諮問に応ずる。
- 6 会計幹事は本会の会計事務を行う。
- 7 事務局長は本会運営上の諸事務を行なう。
- 8 学年幹事は各同期の正会員の連絡に当る。
- 9 支部役員は支部の運営上必要な事項を掌握し、本部との密接な連絡を図る。
- 10 監事は会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、終身理事、顧問、支部役員には本条を適用しない。

(欠員補充)

第12条 役員に欠員が生じた時は役員を補充する。

- 2 補充によって就任した役員任期は前任者の残りの任期とする。ただし、会務の運営に支障をきたさないときは補充を要しない。

#### 第4章 総会および理事会

(総会の種類)

第13条 総会を次の2種に分ち会長がこれを招集する。

- (1) 定期総会 毎年1回これを開催する。
- (2) 臨時総会 その他必要な場合に開催する。

(総会通知)

第14条 総会は少なくとも一週間以前に会議の目的その他を明示した通知をもって招集する。前項の通知は会報、新聞その他で代用することができる。

(総会運営)

第15条 総会の議長は会長がこれに当る。

- 2 総会の決議は出席会員の過半数をもって決する。

(理事会)

第16条 理事会は必要に応じて会長がこれを招集する。

- 2 理事会は会務の処理・資産の管理等について総会に対してその責任を負う。
- 3 理事会の運営その他については総会の項を準用する。

#### 第5章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は次に掲げるものによって賄う。

- (1) 会費 5,000円(終身会費)
- (2) 寄付金
- (3) その他

(会費の払戻し)

第18条 正会員死亡の場合は、払込まれた会費はこれを返還しない。

- 2 特例会員が在学中退学等で学生の身分を失ったときは、納入済の会費(終身会費)を返還するものとする。

(資産の管理)

第 19 条 本会の資産は、理事会がこれを管理する。

(決算)

第 20 条 本会の会計状態および収支決算はこれを総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

附則

本会則は昭和 56 年 3 月 25 日から施行する。この広島大学政経・法・経済学部同窓会（仮称）は従来の政経学部同窓会（昭和 28 年 3 月 25 日制定）を母体として、法・経済学部卒業生を加えて新しく発足したものとする。

附則（昭和 56 年 10 月 5 日一部改正）

この改正は、昭和 56 年 10 月 5 日から施行し、昭和 56 年 3 月 25 日から適用する。

附則（昭和 60 年 10 月 18 日一部改正）

この改正は、昭和 60 年 10 月 18 日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附則（昭和 62 年 10 月 23 日一部改正）

この改正は、昭和 62 年 10 月 23 日から施行し、昭和 63 年 3 月 25 日から適用する。

附則（平成 5 年 11 月 10 日一部改正）

この改正は、平成 5 年 11 月 10 日から施行する。

附則（平成 7 年 10 月 20 日一部改正）

1. この改正は、平成 7 年 10 月 20 日から施行する。

なお、改正後の第 4 条については、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

2. 第 6 条第 4 号に定める特例会員に、第 7 条第 2 号及び第 17 条第 1 項のみを適用する。

附則（平成 8 年 10 月 18 日一部改正）

1. この改正は、平成 8 年 10 月 18 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

2. 第 7 条第 1 号の改正規定にかかわらず、平成 7 年度以前の入学生についてはなお従前のとおりとする。

附則（平成 9 年 10 月 17 日一部改正）

この改正は、平成 9 年 10 月 17 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 12 年 10 月 20 日一部改正）

この改正は、平成 12 年 10 月 20 日から施行する。

附則（平成 22 年 9 月 16 日一部改正）

この改正は、平成 22 年 9 月 16 日から施行する。

附則（平成 30 年 10 月 19 日一部改正）

この改正は、平成 30 年 10 月 19 日から施行する。

附則（令和元年 10 月 18 日一部改正）

この改正は、令和元年 10 月 18 日から施行する。

附則（令和 2 年 8 月 4 日一部改正）

この改正は、令和 2 年 8 月 4 日から施行する。

附則（令和 3 年 8 月 5 日一部改正）

この改正は、令和 3 年 8 月 5 日から施行する。

(主な改正点) 人間社会科学研究科の新設に伴う会員の変更 (第 6 条)